

地理的表示（GI）による「いも類」の 産地振興について

一般社団法人食品需給研究センター 理事

え ば た いっせい
江 端 一 成

1. はじめに

最近、小売店やECサイトで見かけることも多くなってきたGIマーク。これは、農林水産省の審査を受け、「地理的表示（GI）」として登録を受けている、特別な農林水産物や食品にのみ、付けることが許されているマークである。



図1 GIマーク

このマークに象徴されるような、「地理的表示（GI）」の登録産品、いわゆる「GI産品」には、神戸ビーフ、夕張メロン、市田柿など、著名な地域ブランド産品が含まれており、2022（令和4）年3月末現在、119産品が登録されている。

119産品の品目別の内訳を見ると野菜・穀物類が47品目でもっとも多く、次いで加工食品20品目、果物19品目、食肉14品目、魚介類12品目、その他7品目となっている。このうち「いも類」は野菜・穀物類の中に

含まれ、加賀丸いも（石川県）、三島馬鈴薯（静岡県）、十勝川西長いも（北海道）、上庄さといも（福井県）、ヤマダイかんしょ（宮崎県）、二子さといも（岩手県）、今金男しゃく（北海道）、徳地やまのいも（山口県）、種子島安納いも（鹿児島県）の9品目が登録されている。

2. 地理的表示（GI）制度の概要

まず、地理的表示（GI）について簡単に整理したい。地理的表示（GI）とは、農林水産物や食品の名称のうち、その名称から当該産品の産地を特定でき、またその品質などの特性が産地と結びついていることが特定できるもののことである。

例えば、市田柿を例に地理的表示（GI）のイメージを確認すると、一般にその名前から、長野県の飯田市、下伊那郡、上伊那郡が産地であることがわかる。

また、市田柿には、「特別に糖度が高い」、「モチリとした食感」、「キレイなアメ色をしている」など、他の産品にはない特徴がある。

そして、これらの特徴は、旧市田村の在来柿「市田柿」を使用していることや、地域で磨き上げられてきた「干し上げ」や「もみ込み」の技術、昼夜の寒暖差や、晩秋から初冬にかけての川霧の発生に由来す

地理的表示（GI）のイメージ（市田柿を例として）

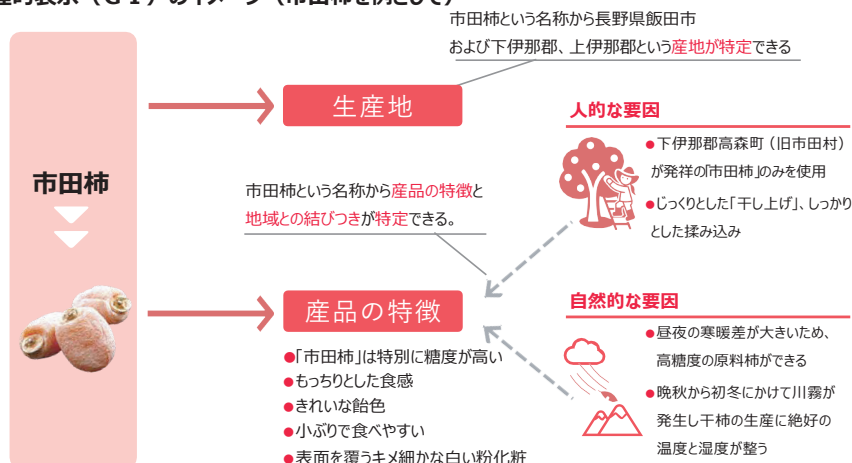


図2 地理的表示（GI）のイメージ

る適度な温度・湿度によって生み出されている。つまり、市田柿という名称から産品の特徴と地域との結びつきが特定できる。このような産品の名称が、地理的表示となる。

地域で育まれた伝統を有し、その高い品質などの特性が生産地と結びついている地域ブランド産品について、無関係の人々に勝手に名称を使用されブランド価値を失っていくことを防ぎ、真正な産品がどれかが分かるようにする。そのために、産品を生産地や品質の基準等とともに登録し、その名称を保護する制度が地理的表示保護制度である。

この制度は、すでに世界の100ヶ国以上の国で導入されており、我が国では2015（平成27）年に運用が始まり、約7年が経過している。

3. 地理的表示（GI）登録によるメリット

地理的表示（GI）登録による生産者へのメリットとしては、第一に、産品の名称

が知的財産として保護され、模倣品が排除されることにより、ブランド価値の保護が図られることである。

産品の名称が、地理的表示（GI）として登録されると、特定の品質の基準や生産方法を満たすものの以外には、登録された名称を使うことはできなくなり、不正な使用については、国が取締りを行なうため、生産者が、訴訟等の負担をすることなく、産品の価値を守ることができる。

また、日本で産品を地理的表示（GI）に登録することで、日本国内はもちろん、海外においても、名称の不正使用から保護されるケースもある。

例えば、日本とEUとの経済連携協定では、日本の地理的表示（GI）産品とEUの地理的表示（GI）産品とを互いの国・地域で保護する仕組みが導入されている。EUでの地理的表示（GI）の登録手続きを行わずに、EU域内においてGIの保護を受けることができるようになっている。英国でも同様に、相互保護の体制が確立して

GI登録によるメリット その1

知的財産として保護され、模倣品が排除されることで、ブランド価値の保護が図られる。



図3 GI登録によるメリット（その1）

GI登録のメリット その2

製品の認知度が向上・取引の増大、担い手の増加などの効果。

みやぎサーモン

GI登録を契機に輸出に力を入れ始め、2018年にはシンガポールへ輸出を開始し、2019年からは北米にも輸出を開始した。



吉川なす



2009年当初、有志の10人で立ちあげた研究会が登録を機に生産者が増加し、現在16名までになった。

図4 GI登録によるメリット（その2）

いる。このように、輸出産品の生産を担っている生産者には、日本でのGI登録は、海外での有効なブランドの保護ツールとして機能することが期待されている。

第二に、GI登録をきっかけに、製品の認知度が向上したり取引や担い手が増加するケースが見受けられる。

例えば、みやぎサーモンの産地では、GI登録をきっかけに輸出の機運が高まり、2018年にはシンガポールへの輸出が開始。2019年からは北米への輸出も行われるようになった。また、吉川ナスや能登志賀こち柿の産地においては、減少を続けていた生

産者がGI登録を受けて増加するなど、担い手の確保につながっている。

一方で、GI産品の中には、登録による効果を十分に享受しているとは言いがたいものも少なくない。GIに登録されれば、直ちにメリットを享受できるわけではなく、登録による効果を上げるための生産者団体としての登録前および登録後の努力も求められる。

GIに登録されている生産者団体は一つの農協のみという場合も多くみられるが、農協と個人の生産者を合わせたもの、もしくは複数の生産者団体を束ねた協議会とい

う形式の生産者団体も少なくない。これらの多くの生産者を束ねる生産者団体は、そもそもGIに登録するまでの合意形成が難しい場合も多く、GI登録の目的も曖昧になりがちである。登録後にGI登録の効果を十分に発揮させるためにも、こうした多くの生産者を構成員とする生産者団体は、何のためにGIに登録するのか、登録後にGIをどのように活用していくのかといったことを生産者と十分に話し合い合意形成することが重要となる。

また、登録後の生産者団体の中には、国がGI制度やGIマークのプロモーションを積極的に手掛けてもらいたいと考えている団体も少なくないが、行政や流通業者と連携したり、自ら予算をかけてGI産品のプロモーションを行う生産者団体は多くはない。

次に、「いも類」のGI産品の中からGI登録後の取組として三島馬鈴薯の事例を紹介したい。

4. 三島馬鈴薯のGI登録後の取組事例

①三島馬鈴薯の特徴

「三島馬鈴薯」の産地である箱根西麓の土壌は作土が深く柔らかいため、透水性、通気性、保水性に優れている。標高 50m 以上の高原は空気が澄み、日差しを十分に浴びて育つ「三島馬鈴薯」は味も質も一級品であり、1つ1つ手掘りで丁寧に収穫するため、肌に傷がつかず艶々で美しい姿をしている。収穫後、1週間から2週間程度、風通しの良い冷暗所で風乾貯蔵し熟成させるため、甘みとしっとりしたほくほくの食感も生みだされ、一般的な馬鈴薯に比べて保存性に優れていることも特徴である。

②GI申請のきっかけ

三島馬鈴薯はすでに2011（平成23）年に地域団体商標に登録され、同年しずおか食セレクションにも認定されていたが、さらなるブランド化を目指し、GI申請を目指した。

三島馬鈴薯がGIに申請した目的は、生産効率が悪く生産量が少ないために、高品質でありながらも認知度が低いという現状を改善することにあった。

ご当地グルメである「みしまコロッケ」のおかげで、三島という地名は全国に知らしめることができていたが、その主原料の三島馬鈴薯も高品質で希少であることを消費者に広めたいとの思いがあった。

三島馬鈴薯は、農協による品質管理が既に確立されていた。出荷が共撰であったことなどで農協による品質保証の仕組みができていたため、GI申請に当たって特別に変更した点はなかった。

③GI登録後のブランド化推進

もともと三島人気質として「利他の精神」ともよべる他の人のために尽くしたいと考える人が多い町だったため、GI登録後は、地域と協力し支え合いながら三島馬鈴薯ブランドを創り上げていった。

GI登録記念イベントの「いもフェス」（2017（平成 29）年7月開催）を皮切りに、三島市観光協会はふるさと納税のパフレットやチラシにGIの表現を加え、地域内外に三島馬鈴薯がGI産品であることを伝えている。

三島馬鈴薯を使って「みしまコロッケ」を生産する加工業者は、自社商品のコロッケの知名度を生かし、三島馬鈴薯ひいては

GI制度も積極的にPRしている。地元飲食店も三島馬鈴薯をはじめ箱根西麓三島野菜を使った地産地消の料理メニューを提供し、地元の人々が地元の野菜に興味を持つ機会となっている。ユニークな企画としては他のGI産品とのコラボ商品の開発がある。三島馬鈴薯と、同じく静岡県産のGI産品である「田子の浦しらす」がタッグを組んで、2017（平成29）年11月に「GIコラボコロッケ」を誕生させている。

④ GI登録後の生産者の変化

GI登録以降、価格も上昇している。同時期他産メーカーと比較すると2割から5割高い価格で取引されている。

地元の市場関係者も「昔みたいに価格が暴落するようなことはなくなった。GI登録されたので知名度が上がり、引き合いもかなり強くなってきている」と言う。

また、30歳前後の若手農家6名からなる「箱根西麓のうみんず」のメンバーは野菜を作る目的は「収入を得るため」ではなく「野菜を通じて人と人をつなぐため」と考えるようになったことも大きな変化である。

生産者の意欲と責任感が向上したことで、生産規模も拡大。GI登録後に作付け面積を増やした生産者も出てきた。

これまでは高品質で高級な三島馬鈴薯と、ご当地グルメであるみしまコロッケのブランドイメージにはギャップがあるように思われたが、みしまコロッケによって生産者から、加工業者、販売店や飲食店、行政にいたるまで関連主体がコミュニケーションをとる機会ができ、その結果、地域が盛り上がり、観光客も増え、商店街に活

気が出るようになった。

三島馬鈴薯の出荷時期は1年のうちでわずか2か月間だけであるが、年間を通して流通可能なみしまコロッケとの補完関係によって三島馬鈴薯のブランド力が向上し、さらには三島市のブランド力も向上するようになった。

5. おわりに

おわりに、産品をGIとして申請する方法とGI生産者団体の全国組織について紹介したい。

① GI申請の方法

GIの申請に当たっては、生産者や加工業者個人ではなく、農協、漁協、協議会等の団体として、申請手続きが必要である。

具体的には、生産者・加工業者の団体が産品の特性や、生産方法、地域との結びつきなどをどうするか、相談した上で、それを申請書に記載し、他の添付書類とともに提出することになる。その後、農林水産省の審査を受ける手順となる。

審査のなかでは、必要に応じて、申請内容の補正を行なった後に、申請の内容が農林水産省のWebページで公示され、3ヶ月間、意見提出の期間が設けられ、意見提出の期間が終了した後に、学識経験者からの意見聴取を経て、農林水産省が登録の可否を判断することになる。

無事に登録された場合には、登録免許税を納付し、GIの登録手続きが完了する。登録後に商標のような更新料は不要である。

GIの申請に関して、農林水産省の補助事業により、筆者が所属する一般社団法人

GI 申請手続き

- 申請は生産者団体が行う。(ブランド協議会のような任意団体での申請も可能)



- 審査の結果、農林水産大臣による登録が行われる場合には、登録免許税(9万円)の納付が必要。(更新料等は必要なし)

図5 GI申請手続き

食品需給研究センターが事務局として運営しているGIサポートデスクが全国にアドバイザーを配置して支援を行っている。興味のある方は、GIサポートデスク(0120-954-206)まで連絡いただきたい。

②GI協議会の紹介

2022(令和4)年1月19日にGI登録団体有志の呼び掛けにより、GI登録団体の全国組織として日本地理的表示協議会(GI協議会)設立された。現在、正会員(GI登録生産者団体)91団体、協力会員(正会員の活動に協力する経済団体、農林水産団体その他の関係団体、関係省庁、有識者等)96団体となっている。

GI協議会では2022(令和4)年度、「GI制度の認知度向上」の取組として、レストランフェアの実施、百貨店フェアの開催、販促資材の作成、貸出・配布等を実施予定である。

また、「販路拡大等」の取組としてはGI産品のネット販売、国内外の商談会への出展、加工品開発の支援等を実施する予定である。さらには「会員間交流」として個別課題ごとの勉強会の開催や「侵害対策」として海外でのGI申請登録の支援や冒認商標等への異議申立の支援を実施予定となっている。

GI登録後のGI協議会への参加により、全国組織としての様々な取組に参加が可能となっている。

参考文献

- 一般社団法人食品需給研究センター(2018)『地理的表示(GI)事例集2018』
- 一般社団法人食品需給研究センター(2021)『まるわかりGI百科2021』
- 一般社団法人食品需給研究センター(2021)『GI産品集 地理的表示2021』